



【香港駐在員事務所／台湾】

台湾の三大投資優遇政策「投資台湾三大方案」とその現状について

2019年1月、米中貿易摩擦を機に台湾政府は中国へ進出している特定業種の企業向けに台湾回帰を促す優遇政策を開始。2019年7月からは中国で投資実績がない企業にも拡大され、台湾における投資の増加を目指してきた。これらの優遇策は「投資台湾三大方案」と総称され、イノベーション産業、高付加価値製品・中核部品関連産業、国際的なサプライチェーンの中核的地位にある企業等を対象に融資支援等を提供し、投資・工場拡大にスマート化要素を取り込ませながら、台湾を世界のサプライチェーンの中核にすることを目標としている。

台湾製造業の回帰・投資拡大は、IT系製造分野でアップルやマイクロン等の米国企業の投資を呼び込んでおり、台湾で事業を行う日系企業への恩恵も見込まれる。

1) 投資台湾三大方案の概要：

① 歓迎台商回台投資行動方案（台湾企業の回帰投資を歓迎する行動計画、以下「回帰投資」）

項目	概要
実施期間	2019年1月1日～2021年12月31日
銀行への手数料の補助	中小企業：1.5% 大企業：0.5%（20億台湾元まで）、0.3%（20億～100億台湾元）、0.1%（100億台湾元から）
補助期限	5年間
その他優遇措置	外国人労働者枠を15%増加（最大40%）、土地需要、水・電気の安定供給、税務の専属サービス

② 留台台湾企業加速投資行動方案（台湾に留まった企業の投資を加速する行動計画、大企業向け）

項目	概要
実施期間	2019年7月1日～2021年12月31日
銀行への手数料の補助	0.5%（20億台湾元まで）、0.3%（20億～100億台湾元）、0.1%（100億台湾元から）
補助期限	5年間
その他優遇措置	土地需要、水・電気の安定供給、税務の専属サービス

③ 中小企業加速投資行動方案（中小企業の投資を加速する行動計画）

項目	概要
実施期間	2019年7月1日～2021年12月31日
銀行への手数料の補助	1.5%（保証限度額1億台湾元の増額）
補助期限	5年間
その他優遇措置	土地需要、水・電気の安定供給、税務の専属サービス

2) 申請条件： 投資・工場拡大の一部にスマート化要素・機能を備え、かつ以下の条件を1つ満たすこと

- ・5+2イノベーション産業に属すること（5+2産業とは：7つの次世代産業（スマート機械、アジアのシリコンバレー(IoT)、グリーンエネルギー、バイオ医療、国防、新農業、及び循環経済）を発展させる計画）
- ・高付加価値製品及び中核部品関連産業に属すること
- ・国際的なサプライチェーンの中核的地位にあること
- ・自社ブランドの国際販売があること
- ・投資項目が国家重点産業政策と関連があること

【出所:InvesTaiwan HP、経済部 HP、行政院HP、財政部 HP】

照会先：国際事業部（東京）電話 03-6704-2736
（大阪）電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
*禁無断転載

【香港駐在員事務所／台湾】

台湾の三大投資優遇政策「投資台湾三大方案」とその現状について

上記の優遇策は、2020年11月中旬時点で717社、約1兆1,387億台湾元（約4.16兆円）以上の投資を集め、約95,000の雇用創出が見込まれている。回帰投資申請（上記①）は約70%の7,886億台湾元を占め、2019年には2,400億台湾元以上が実行された。経済部によると今年の実行額は3,749億台湾元に上り、GDP成長率を1.7%押し上げる見通し。

3) 投資台湾三大方案の現状（2020年11月中旬現在）：

投資方案	審査済み企業数	投資金額(1台湾元:3.65円)	雇用創出数
①歓迎台商回台投資行動方案	205	7,886億台湾元 (約2.89兆円)	65,240人
②根留台湾企業加速投資行動方案	89	1,699億台湾元 (約6,205億円)	12,758人
③中小企業加速投資行動方案	423	1,802億台湾元 (約6,581億円)	17,497人

【回帰投資の投資企業例】

企業名	業種	投資金額 (1台湾元:3.65円)	投資内容
イノラックス（群創光電）	液晶パネル大手	約701億台湾元 (約2,560億円)	新竹・南部サイエンスパークで、AIを用いた自動化生産ラインの構築等
AUO（友達光電）	液晶パネル大手	約407億台湾元 (約1,486億円)	桃園と台中工場の生産ライン増設とR&Dの拡大、スマート生産ラインの導入等
ペガトロン（和碩聯合科技）	電子製品の受託製造サービス（EMS）大手	149億台湾元 (約544億円)	新北市で高付加価値製品製造の為の工場購入、桃園工場で自動化生産設備の設置
ユニマイクロン（欣興電子）	プリント基板・IC基盤製造大手	265億台湾元 (約968億円)	桃園工場でハイエンドIC基盤の開発・量産
ジャイアント（巨大機械工業）	自転車製造大手	約50億台湾元 (約183億円)	台中工場で生産ライン増設、物流センターの設置、中部サイエンスパークでR&Dセンターの設置

また、台湾政府は更なる資金還流の促進の為、2019年8月から税制優遇措置「境外資金匯回管理運用及課税條例」を施行した。台湾域外で発生した所得の還流には、法人税（原則20%）・個人所得税（海外所得が一定額を超える等条件を満たす場合は課税される）が課せられるが、本優遇措置の条件を満たせば優遇税率が適用される（1年目は8%、2年目は10%に軽減）。更に還流資金を用いて実質的な投資を行った場合は税金還付（50%）の申請ができ、実質の税率を4%又は5%にできる。この税制優遇措置は2020年11月中旬時点で約2,265億台湾元の申請を集め、その内の616億台湾元は既に国内の産業に投資されている。

「投資台湾三大方案」において投資の承認、工場建設・拡大後、設備購入、工場稼働という流れに税制優遇措置による資金が後押しとなり、台湾製造業の国内回帰とスマート化・ハイエンド化は日系企業にとって建設、設備導入、その後の部品供給、廃材リサイクル等で新たなビジネスチャンスとなることが期待される。

【出所:InvesTaiwan HP、経済部 HP、行政院HP、財政部 HP】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2736
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。
*禁無断転載